

山口市創業広告支援補助金（Q&A）

補助対象者	
Q1.	山口市の特定創業支援等事業による支援とはどのような支援ですか。
A1.	本市では、金融機関や支援機関等と連携した様々な支援を通して、開業率の向上、地域の活性化に取り組んでいます。1か月以上かつ4回以上の継続した支援で、経営・財務・人材育成・販路開拓の知識がすべて身につく事業を特定創業支援等事業といいます。詳細は以下の山口市ウェブサイトをご覧ください。 https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/63/3913.html

Q2.	創業した日とは具体的にいつですか。
A2.	個人事業主の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書に記載した開業の日。 法人の場合は、法人履歴事項全部証明書に記載された会社成立の年月日。 ただし、個人⇒法人あるいは法人

Q3.	これまで、事業所の従業員だった者が、事業承継により創業した場合は対象になりますか。
A3.	承継以前に個人事業主ではない方が、新規で創業する場合に限り対象になります。

補助対象事業	
Q4.	パソコンやプリンター機器等の購入は補助の対象になりますか。
A4.	備品の購入に要する経費は補助の対象外です。

Q5.	ウェブサイトを作成するが、管理を業者に委託する場合の管理費は補助の対象になりますか。
A5.	ウェブサイトについては、新規に作成するための経費と既存のウェブサイトの変更・更新のための経費のみが対象となりますので、管理費や通信費等は補助の対象外です。

Q6.	事業所にインターネット回線を引く経費は対象になりますか。
A6.	ウェブサイトを新規で作成する経費とセットで申請する場合は対象となります。ただし、インターネット回線のみの経費や、事業所ではない場所にインターネット回線を引くための経費は対象外となります。

Q7.	補助対象事業はいつから行えばいいですか。
A7.	交付決定通知がお手元に届いたのちに事業を開始していただき、年度末の3月31日までに事業を完了及び実績報告を行っていただきます。交付決定より前に契約締結や発注等を行った事業の経費や、年度内に完了できない事業の経費は補助対象事業となりませんのでご注意ください。

申請について	
Q8.	申請は何度でも行うことができますか。
A8.	申請は1事業者につき1度限りです。『特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明』に記載されている事業についてのみ申請できます。

Q9.	同一の個人（又は法人）が市内に複数の店舗を営営するとき、各店舗ごとに申請することができますか。
A9.	申請は事業者単位になります。複数店舗で補助事業を実施することは可能ですが、まとめて申請する必要がある、1事業者の補助上限は10万円となります。

Q10.	申請は先着順ですか。
A10.	原則、予算の範囲内で受付及び交付決定を行いますので、予算に達した場合は補助金の交付は終了します。

Q11.	履歴事項全部証明書や、市税の滞納のないことの証明書の有効期限はありますか。
A11.	証明書は概ね3か月以内に取得したものを提出してください。履歴事項全部証明書は写しでも構いません。市税の滞納のないことの証明書は原本の提出をお願いします（担当課での市税の調査に同意されない場合のみ）。

Q12.	事業を行う個人ですが、開業届に代わる書類はありますか。
A12.	個人が申請する場合で、開業届出書を提出していないときは、県税事務所に提出する個人の事業開始等の申告書でも受付できます。

Q13.	申請時に見積書の提出が必要ですか。
A13.	事業の実施に必要な経費の算出根拠になる書類の提出をお願いします。